

鳥取県農業経営・就農支援センター運用規程

制 定 令和4年5月10日付第202200033556号
最終改正 令和7年5月2日付第202500031898号
鳥取県農林水産部長通知

第1 総則

1 目的

この規程は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第11条の11及び第11条の12の規定並びに農業経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱（平成27年4月9日付26経営第3500号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づき、鳥取県が整備する鳥取県農業経営・就農支援センター（以下「センター」という。）について、業務の実施体制及び実施方法を定め、もって業務の適正かつ確実な運営に資することを目的とする。

2 運営方針

本県の特色ある優れた品質の農畜産物を安定的に生産するとともに、魅力ある農村及び地域社会を維持し、本県農業が持続的に発展していくためには、生産性と収益性が高く、持続的な発展性を有する効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、新規就農者などの農業を担う者を幅広く確保し、育成する。

また、センターは、法及びこれに基づく通知等によるもののほか、この規程に従い、公正かつ的確にセンターに関する業務を実施する。

第2 センターが行う業務内容

1 農業経営・就農サポート活動

法第11条の11に規定する業務として行う、農業経営サポート活動及び就農サポート活動

2 農業を担う者の確保・育成プロジェクト活動

法第11条の12に規定する業務として行う、重点支援対象候補者の掘り起こし活動、人材確保推進活動、相談会等活動

3 その他センターが行うべき活動

第3 運営体制の整備

鳥取県農林水産部を第2に掲げる業務を行う拠点として位置付ける。また、センターとしての機能を担う体制の整備に当たって、別紙のとおり本事業の実施を統括する者（本事業の全体を統括する責任統括、事務全般を担う事務局長、農業経営サポート活動を統括する経営総括及び就農サポート活動を統括する就農総括）をその組織内に配置するとともに、以下の機関・組織の設置等を行う。

なお、経営総括及び就農総括は兼務できるものとする。

1 伴走機関の設置

センターの業務の実施に協力し、かつ、一部業務の請負又は助言等の活動を行う機関・団体を「伴走機関」として位置付けるものとし、伴走機関の名称及び役割は別表のとおりとする。

2 センター運営会議の設置

県は、センター運営会議を原則として毎月1回開催するものとし、以下の事項について検討し、決定等を行うこととする。

なお、県は必要があると認めるときは、センター運営会議に伴走機関以外の者の出席を求め、意見を聴くことができるものとする。

（1）年度業務計画の策定・決定

- (2) 専属スタッフ及び専門家の選定・決定・登録解除
- (3) 伴走型支援の実施対象となる農業者（以下「重点支援対象者」という。）の決定
- (4) センター実施事業の進捗管理等
- (5) 鳥取県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げる農業を担う者の確保及び育成に係る目標に対する取組の進捗に関すること
- (6) その他センターの運営に必要な事項に関すること

3 相談窓口の設置

農業者からの経営に関する相談及び就農等希望者からの就農等に関する相談を受け付ける相談窓口を以下のとおり設置するものとし、必要な職員を配置する。

なお、農業者等から経営又は就農等に関する相談を受けた伴走機関は、いずれかの相談窓口に繋ぐものとする。

〔総合窓口〕

鳥取県農林水産部農業振興局経営支援課

〔地域窓口〕

鳥取農業改良普及所、八頭農業改良普及所、倉吉農業改良普及所、東伯農業改良普及所、

西部農業改良普及所、西部農業改良普及所大山普及支所、日野農業改良普及所

西部地区就農相談窓口（西部総合事務所農林局農林業振興課内）

4 専属スタッフの配置

第2の活動を行うために中心的な役割を担う専属スタッフを次のとおり配置する。

(1) サポート専属スタッフ

就農や経営に関する相談対応、就農等希望者に対する適切な情報提供及び就農候補市町村等との調整、農業経営者に対する経営管理の合理化その他の農業経営の改善に向けた経営課題に応じた専門家を含む支援チームの派遣（以下「専門家派遣」という。）による個別経営支援等の農業経営・就農サポート活動の実施において中心的な役割を担い、かつ支援対象者ごとに相談対応から課題解決まで担当する以下のサポート専属スタッフを配置するものとする。

- ・農業経営サポート活動を担当するサポート専属スタッフ（以下「経営サポート専属スタッフ」という。）
- ・就農サポート活動を担当するサポート専属スタッフ（以下「就農サポート専属スタッフ」という。）

なお、経営サポート専属スタッフは、就農サポート専属スタッフを兼務できるものとする。

(2) プロジェクト専属スタッフ

掘り起こし活動、農業を担う者の確保に向けた市町村・地域ごとの就農等希望者の受入体制及び農業法人の求人情報並びに労働条件等に関する情報の収集、各種情報の発信、農業経営者や就農等希望者等に対するセミナー・相談会の企画立案、関係機関との調整等をはじめとする農業を担う者の確保・育成プロジェクト活動における中心的な役割を担うプロジェクト専属スタッフを配置するものとする。

5 経営戦略会議の設置

伴走機関、地域窓口、専属スタッフ、専門家等で構成し、伴走型支援に必要となる以下の事項の決定等を行う経営戦略会議を設置しなければならない。

- (1) 重点支援対象者ごとの経営戦略の決定・見直し
- (2) 重点支援対象者ごとの経営課題を解決するために必要となる専門家等で構成する支援チームの編成
- (3) 個別の農業経営サポート活動の進捗管理及びセンター運営会議への報告
- (4) 個別の農業経営サポート活動を行うために必要となる伴走機関への情報共有

第4 業務の実施

センターは、センター運営会議の決定等を受け、第2の業務について次に定めるところにより行う。

1 農業経営・就農サポート活動

(1) 農業経営サポート活動

ア 農業経営者等からの相談対応

経営サポート専属スタッフは、市町村や伴走機関等が収集した支援情報を活用し、相談窓口（地域窓口を含む。）等において、経営管理の合理化その他の農業経営の改善、円滑な経営継承及び農業経営の法人化等に関する各種相談への対応を行うとともに、原則として、その対応内容等について経営相談カルテ等に記録するものとする。

なお、経営サポート専属スタッフ等による対応が困難な相談である場合は、必要に応じて専門家等の派遣による対応を行うものとし、別に定める鳥取県農業経営・就農支援センター専門家派遣登録規程（以下「専門家派遣登録規程」という。）に基づいて謝金及び旅費等を支払うものとする。

イ 重点支援対象者への支援の実施

(ア) 重点支援対象候補者の選定

経営サポート専属スタッフは、アの相談対応及び2のアの掘り起こしの結果並びに本事業実施年度以前に重点支援対象者となった者のリスト等を踏まえ、以下の者について重点支援対象候補者としてリストに整理し、センター運営会議に諮るものとする。

- ① 3のアの掘り起こし活動により支援ニーズを把握し、経営サポート専属スタッフが伴走型支援を行う必要があると認める農業経営者
- ② 相談対応を行った農業経営者で伴走型支援を通じて課題解決を図る必要があると経営サポート専属スタッフが認める農業経営者
- ③ 市町村等が伴走型支援を行う必要があると認める新規就農者
- ④ 経営サポート専属スタッフが地域農業の活性化や地域社会の維持の観点から、今後の経営の展開・発展において伴走型支援を行う必要があると認める事業実施地域に農業参入をしようとする企業等（農業支援サービス事業者を含む。）又は新たに就農するための準備を進めている者

なお、農業経営者等リストの整理に当たっては、機械・施設等の導入時に専門家等の助言・指導等を受けることは有益であることから、機械・施設等の導入を目的とする補助事業を活用し、又は活用を見込む農業経営者を積極的に候補者として選定するものとする。

(イ) 経営診断の実施

経営サポート専属スタッフは、センター運営会議において重点支援対象者と決定した者の経営状況等を把握し、経営戦略目標等を作成するため、専門家の派遣又は経営診断システム活用等による経営診断を実施するものとする。

なお、本事業により直近の決算期における経営状況等を把握している場合など経営診断を実施する必要があると経営サポート専属スタッフが判断した場合はこの限りではない。

(ウ) 経営戦略の策定

経営サポート専属スタッフは、経営相談の内容、経営改善目標等に応じた重点支援対象者ごとの経営戦略案を作成し、経営戦略会議に諮った上で、重点支援対象者ごとの経営戦略を策定するものとする。

(エ) 支援チームの編成及び伴走型支援の実施

- ① 経営サポート専属スタッフは、重点支援対象者の経営戦略に掲げた目標の達成のため

め、必要な助言・指導を行うことができる専門家等で構成する支援チーム編成を作成し、経営戦略会議に諮るものとする。

- ② 支援チームは、経営戦略会議において重点支援対象者に対する経営戦略及び支援チームの編成が決定されたときは、速やかに伴走型支援を実施する。
- ③ 支援チームは、経営戦略の進行管理、実践状況等を勘案し、必要に応じて経営戦略の見直し案を作成し、経営サポート専属スタッフへ提言する。
- ④ 経営サポート専属スタッフは、③により支援チームから提言があった場合は、経営戦略会議に諮った上で、当該経営戦略の見直しを行い、支援を実施する。
- ⑤ 支援チームのコーディネーターである担当の農業改良普及員（「以下、担当普及員」という。）は、伴走支援を行った際の内容等をウで作成する経営相談カルテに記録し、総合窓口へ報告する。

（オ）専門家の登録及び派遣

- ① センターは、農業者からの経営改善、法人化、円滑な経営継承、労務管理等の改善などの多様な経営課題等の解決に向けて必要な助言・指導を行う者を別に定める規程（以下「専門家登録派遣規程」という。）により、専門家として登録し、当該農業者へ派遣する。

また、重点支援対象者の決定、経営戦略の策定等に向け、センター運営会議及び経営戦略会議へ必要に応じて専門家の出席を求めることとし、謝金及び旅費は専門家派遣登録規程に準じて支払うものとする。

- ② 専門家を登録した場合は、伴走支援の円滑な実施のため、能力マップ（登録した専門家の専門分野（属性）等をまとめたものをいう。）を作成し、センターのホームページ等を活用して、これらを公表するものとする。
- ③ センターは、登録した専門家へ国が提供する農業経営人材育成プログラムのうち支援コースを紹介するなど、支援能力向上に向けた情報提供に務める。

ウ 経営相談カルテ等の作成

経営サポート専属スタッフ又は支援チームの構成員は、農業経営者等から書面等で個人情報の取り扱いについて同意を得た上で、農業経営者等からの経営相談の内容、経営診断の結果、策定した経営戦略の内容、伴走型支援の実施状況等の相談者等に係る当該年度における全ての取組内容を経営相談カルテ（国実施要綱）に記録し、経営戦略会議の構成員と必要に応じて共有を図るものとする。

また、策定された地域計画（法第19条第1項に規定する地域計画をいう。）のほか、アの相談対応の結果や2のアの掘り起こし活動において農業経営の移譲を希望する農業経営者の情報を収集した場合は、経営サポート専属スタッフは、経営相談カルテとは別に経営移譲希望カード（国実施要綱）に当該情報を記録するとともに、就農サポート専属スタッフへ経営移譲希望カードを共有するなど、第三者継承を含めた円滑な経営継承に向けて積極的に支援を行うものとする。

エ 伴走型支援の効果測定等

- （ア）経営サポート専属スタッフ及び担当普及員は、重点支援対象者に対し、経営戦略目標を策定した年度における経営戦略目標の達成状況やセンターによる支援への満足度等にかかる調査を行い、経営相談カルテに記録し、年度内にその結果をとりまとめるものとする。

また、新規就農者への成果目標が設定されているものに対しては、就農から5年後における定着状況を確認するものとする。

- （イ）経営サポート専属スタッフ及び担当普及員は、専門家派遣した重点支援対象者に対し、専門家の派遣ごとに調査表（様式3号）による満足度調査を行うものとする。

また、この調査の対象となった重点支援対象者に対し、派遣を実施した年度、最初に派遣を実施した年度を含む3年後及び5年後における経営戦略目標の達成状況にかかる調査を行い、それぞれの年度内にその結果をとりまとめるものとする。

(ウ) (ア)及び(イ)の調査結果について、センター運営会議及び経営戦略会議にその結果を報告するとともに、次年度における専門家の登録及び経営戦略の策定等に反映させる等、調査結果を活用するものとする。

(2) 就農サポート活動

ア 就農等希望者等からの相談対応及び情報提供

就農サポート専属スタッフは、就農等希望者等からの就農などに関する各種相談への対応及び就農等希望者等が必要とする情報の提供を行うとともに、原則として、その対応内容等についてウの就農相談カルテ等に記録するものとする。

イ 就農候補市町村等の紹介

就農サポート専属スタッフは、アの相談対応の結果等を踏まえ、就農候補市町村等が決定した場合は、就農等希望者等が円滑に就農等の準備を開始できるよう調整を行った上で、就農等希望者等を就農候補市町村等へ紹介するものとする。

また、就農サポート専属スタッフは、就農等希望者等が就農等をするまでの状況の把握に努めるとともに、必要に応じて相談対応及び情報提供を継続するものとする。

ウ 就農相談カルテ及び参入相談カルテの作成

就農サポート専属スタッフは、就農等希望者等から書面等で個人情報の取り扱いについて同意を得た上で、就農等希望者等からの就農・参入相談の内容、相談対応状況、就農候補市町村等との調整状況等に係る当該年度における全ての取組内容（以下「就農相談対応情報」という。）を就農相談カルテ（国実施要綱）に記録するものとする。

2 農業を担う者の確保・育成プロジェクト活動

センターは、農業を担う者の確保・育成のため、(1)から(3)までに定める活動を行うこととし、これらの活動において中心的役割を担うプロジェクト専属スタッフを配置する。

(1) 重点支援対象候補者の掘り起こし活動

ア プロジェクト専属スタッフ、担当普及員及び伴走機関は、別表の役割分担を踏まえ、市町村及び農業協同組合等の協力を得て、認定農業者、青色申告をしている農業者及び常時雇用している農業者などあらかじめ掘り起こし活動の対象者として取りまとめ、農業経営者等リストとして整理する。

その上で、農業経営の法人化をはじめとした経営改善に取り組む意欲が高い農業者、農業経営の移譲を希望する農業者等の情報を収集し、支援ニーズを把握するための掘り起こし活動を行う。

イ 農業者等から支援要望を受けた場合、鳥取県農業経営・就農支援センターへの申込及び個人情報の取扱いについて（様式1号）、経営相談の場合には経営相談申込書（様式2号）及び農業経営移譲の場合には経営移譲希望カード（国実施要綱）を農業者等から受け取り、経営サポート専属スタッフへ送付する。

(2) 人材確保推進活動

農業を担う者を幅広く確保するため、都道府県、市町村、農業委員会、農業会議、法人協会、農地中間管理機構、農業協同組合、融資機関、労働局、公共職業安定所等と連携して、以下の取組を行う。

ア 就農等情報提供活動

各地域の受入体制、具体的な農業経営や生活のイメージ（主要品目における年間作業スケジュール、経営規模に応じた所得水準、生活環境等）に関する情報を収集し、センターのホームページなどを活用したPR活動及び就農相談会等のイベントを通じた情報発信を行う。

イ 求人等情報提供活動

農業法人等の求人や労働環境等に関する情報を収集し、あらかじめ当該農業法人等の了解が得られた場合は、農業への就業をしようとする者に対する情報提供するとともに、必要に応じて県内の公共職業安定所にも情報共有を行う。

ウ 参入等情報提供活動

担い手が不足する地域において企業の農業参入を促進するため、県内における主要作目ごとの農業経営の状況や農業参入の事例等の情報について、県ホームページによる情報発信や商工系団体への情報提供を行う。

(3) 相談会等活動

農業を担う者の確保及び育成を図るために必要な情報の収集・提供するため、以下の取組を行うことができるものとする。

ア 経営相談活動

農業経営者の経営発展段階などに応じた様々な経営課題（農業経営の法人化、円滑な経営継承、規模拡大、人材確保、資金調達等）に対応するため次に掲げる取組を行い、これらの取組に参加した農業経営者に係る情報を1の(1)のウに準じて経営相談カルテ及び経営移譲希望カードを作成・管理するものとする。

なお、経営相談会及び研修会に派遣する専門家等に対する謝金及び旅費は原則専門家派遣登録規程に準じて支払うものとする。

① 農業経営者を対象とした経営セミナー、経営相談会等の開催

② 重点支援対象者を対象とした経営研修会等の開催

イ 就農相談活動

自営就農、雇用就農及び農業参入の促進・定着を図るために行う次に掲げる取組を行い、これらの取組に参加した就農希望者等に係る情報を1の(2)のウに準じて就農相談カルテ及び参入相談カルテを作成・管理するものとする。

① 就農等希望者を対象とした就農セミナー、就農相談会等の開催

② 雇用就農者を対象とした雇用就農研修会等の開催

③ 民間団体等が主催する就農相談会等への出展

3 その他センターが行うべき活動内容

センターは、1及び2の活動のほか、以下の取組を行うことができるものとする。

(1) 支援対象者に対してパンフレット、ポスター、ホームページ、SNS等を活用した本事業の取組概要や支援実績等の情報発信等を行うこと。

(2) センター内又は他のセンターとの支援ノウハウの共有を目的とした情報共有や意見交換等を行うこと。

(3) 農業経営・就農サポート活動において支援を行う者及び組織等を対象とした能力向上等研修会の開催

(4) その他法第11条の11及び第11条の12に規定する業務を効果的に実施するために必要となること。

第5 その他業務に関する事項

相談内容等の記録、活用及び管理に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切に取り扱うものとする。

附 則

この規程は、令和4年5月10日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和５年３月２９日から施行し、令和５年度事業から適用する。
- 2 この規程による改正前の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

附 則

この規程は、令和６年４月１６日から施行し、令和６年度事業から適用する。

附 則

この規程は、令和７年５月２日から施行し、令和７年度事業から適用する。

(別紙)

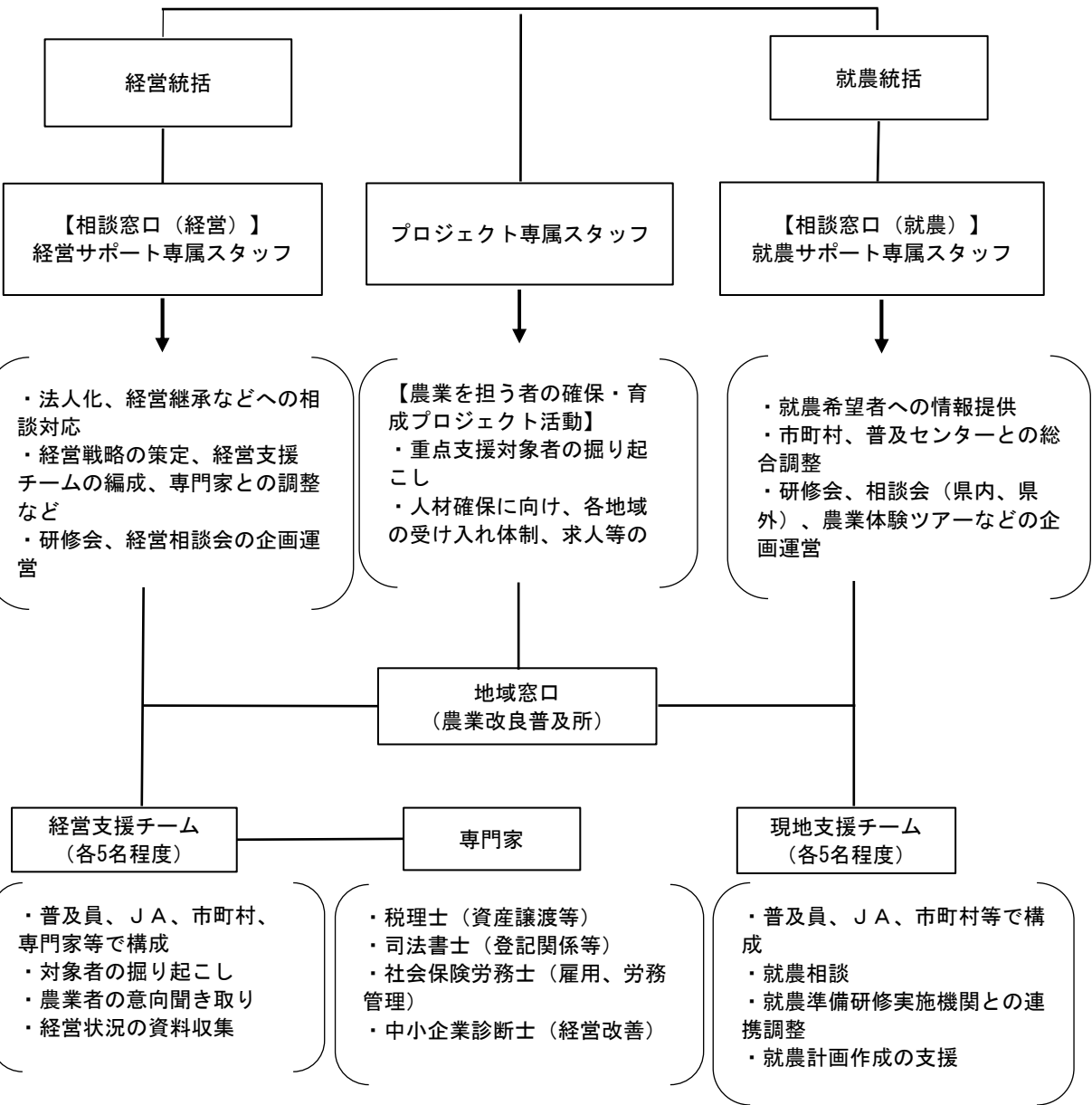
鳥取県農業経営・就農支援センターの実施体制

責任統括：農林水産部農業振興局経営支援課長

事務局長：農林水産部農業振興局経営支援課総括課長補佐

[農業経営サポート活動]

[就農サポート活動]



(別表)

伴走機関の名称及び役割

分 類	機関・団体名	役 割 分 担
市町村	農政主務課、農業委員会	【就農サポート】 就農情報の発信、相談会対応、農地関係業務等 【経営サポート】 農業者への事業周知・PR、重点支援対象者の掘り起こし、新規就農者・認定農業者等の経営課題に応じた支援、経営相談会への対応等
農業系団体	各農業協同組合	【就農サポート】 相談会対応、就農情報の発信、産地見学会等の開催、技術・経営の支援等 【経営サポート】 農業者への事業周知・PR、重点支援対象者の掘り起こし、技術・経営の支援、経営相談会への対応等
	(公財) 鳥取県農業農村担い手育成機構	【就農サポート】 就農研修、農地関係業務等 【経営サポート】 重点支援対象者・派遣専門家の選定、経営戦略策定及び支援チーム編成等に当たっての助言、担い手への農地集積・集約等に係る支援等
	(一社) 鳥取県農業会議	【経営サポート】 重点支援対象者・派遣専門家の選定、経営戦略策定及び支援チーム編成等に当たっての助言、農地関係法令業務等に係る支援等
	鳥取県農業協同組合中央会	【経営サポート】 重点支援対象者・派遣専門家の選定、経営戦略策定及び支援チーム編成等に当たっての助言、JAグループの支援統括等
	日本政策金融公庫鳥取支店	【就農・経営サポート】 金融機関として新規就農者・認定農業者等の農業経営(資金対応含む)への助言等
	鳥取県農業法人協会	【経営サポート】 農業法人経営者として法人経営への助言等
商工系団体	一般社団法人鳥取県中小企業診断士協会	【経営サポート】 重点支援対象者・派遣専門家の選定、経営戦略策定及び支援チーム編成等に当たっての助言、販路開拓・拡大等に係る支援等

(様式1号)

令和 年 月 日

鳥取県農林水産部農業振興局経営支援課長 様

個人情報の取扱い及び鳥取県農業経営・就農支援センターへの申込について

鳥取県農業経営・就農支援センターの経営・就農サポート活動又は農業を担う者の確保・育成プロジェクト活動における農業者（就農希望者を含む）等として、支援を希望するとともに、「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。

住所（所在地）

所属（法人・組織名）

氏名（代表者名）

個人情報の取扱い

鳥取県は、経営・就農サポート活動又は農業を担う者の確保・育成プロジェクト活動の実施に際して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、当該個人情報について、本事業の実施及び国等への報告等で利用するために、次の関係機関に必要最小限度内において提供します。

なお、提供情報に基づき、関係機関が確認等のため連絡を行う場合があります。

【関係機関・団体】

国、鳥取県、県内各市町村、県内各農業委員会、（公財）鳥取県農業農村担い手育成機構（農地中間管理機構）、（一社）鳥取県中小企業診断士協会、鳥取県農業協同組合中央会及び各農協連合会、鳥取県農業法人協会、（一社）鳥取県農業会議、県内農業協同組合、日本政策金融公庫、県内金融機関

(様式2号)

令和 年 月 日

経営相談申込書

ふりがな 相談者氏名			生年月日	年 月 日
経営体・法人・組織などの名称			相談者の職名	
住所又は所在地				
連絡先	電話番号		FAX番号	
	電子メールアドレス			

相談者又は経営体の各種認定状況 ※当てはまる項目があれば、☑を入れ、認定年月日を御記入ください。

☐ 認定新規就農者	認定年月日	☐ 平成	☐ 令和	年 月 日
☐ 認定農業者	認定年月日	☐ 平成	☐ 令和	年 月 日
☐ 総合化事業計画	認定年月日	☐ 平成	☐ 令和	年 月 日

相談の項目 ※相談したい項目に☑を入れてください。

☐ 経営改善に関する事(経営改善、経営診断)	☐ 雇用・労務に関する事(社会保険制度)
☐ 法人化に関する事(1戸1法人、複数戸法人)	☐ 新規就農の定着に関する事
☐ 経営継承(第三者を含む)に関する事	☐ その他()
☐ 税務(青色申告、相続税等)に関する事	

相談の概要 ※上記の相談項目の概要を御記入ください。

--

相談者又は経営体の経営概況

(1) 部門(作目)ごとの面積・頭羽数・売上額 (令和 年度)

順位	部門(作目)	面積・頭羽数	売上額(販売額)
第1位		㌥・頭・羽	万円
第2位		㌥・頭・羽	万円
その他		㌥・頭・羽	万円
			万円

(2) 家族労働力・雇用人数・構成員数等

項目	家族経営体	法人経営体	集落営農組織等
家族労働力	人	人	人
法人役員数	人	人	人
構成員数	人	人	人
常時雇用従業員数	人	人	人
パート従業員数	人	人	人

(様式3号)

整 理 番 号 :

専門家派遣日 :

令和〇年〇月〇日

専門家の派遣を受けた皆様へ

鳥取県農業経営・就農支援センター

専門家派遣に対する満足度について

専門家の派遣支援を受けられた皆様を対象に、より質の高い支援を行うための参考にさせていただきたいと考えており、専門家派遣による支援に対する満足度について、下記の設問にご回答お願いいたします。

なお、ご回答いただいた内容については、当センターを利用するに当たり同意いただいている「個人情報の取扱い及び鳥取県農業経営・就農支援センターへの申し込みについて」に基づき適正に管理します。

記

1. 今回の専門家派遣による支援に対する満足度 (派遣専門家 :)

該当するもの1つに○をつけてください。(各項目の左側の欄)

☐	満足	☐	やや満足	☐	やや不満	☐	不満
--------------------------	----	--------------------------	------	--------------------------	------	--------------------------	----

理由 (自由記載)

2. 今後、さらに相談したい内容の有無

該当するもの1つに○をつけてください。(各項目の左側の欄)

☐	あり	☐	なし
--------------------------	----	--------------------------	----

「あり」の場合、該当するものすべてに○をつけてください。(各項目の左側の欄)

☐	経営改善・診断	☐	法人化	☐	税務・財務	☐	新規就農
☐	規模拡大・集積	☐	施設整備	☐	IT・情報化	☐	生産技術・技能
☐	雇用・労務	☐	経営継承・相続	☐	金融・融資	☐	法律問題
☐	販路拡大・販促	☐	農業参入	☐	集落営農	☐	補助事業 (目標達成)
☐	その他()						

ご協力ありがとうございました。

農業経営相談申請者の聞取票

聞取者：

No. 1

聞 取 年 月 日	令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分			
聞 取 相 手 ・ 場 所	<table><tr><td></td><td>同席者等</td><td></td></tr></table>		同席者等	
	同席者等			
聞 取 項 目	聞 取 結 果			
【農家の現状把握】 ①収入、所得状況 参照：損益計算書 品目別作付面積 ②家族構成 両親、兄弟姉妹 ③労働力 家族労力 雇用労力 ④不動産所有状況 宅地 農地 建物 施設 名義人 ⑤相続発生時の相続人				

聞 取 項 目	聞 取 結 果
【法人化チェック】 ①法人の形態 株式会社 合同会社 農事組合法人 ②農地の保有 自作地 借入地 農地所有適格法人 ③法人化の目的 ・ 経理の明確化 ・ 人材雇用 ・ 販売（販路）拡大 ・ 経営承継の円滑化 ・ 節税（農業所得の超過） ・ 福利厚生の充実 ④支援希望内容 ⑤補助事業で整備した 施設・機械等の有無 ⑥免税軽油使用の有無 ⑦不動産所得の有無 法人への算入	